



月報 全青司

特集

「全青司における 大会・研修会の役割」 ～存在意義の自覚と実践～



全国大会に託された目的と機能 そして、浮かびあがりつつある 全青司と司法書士のあるべき像

副会長 梅垣 晃一
(鹿児島会)

はじめに

全国大会は、全青司の将来、そして司法書士の将来と夢を語る場である。筆者は、2009年のかごしま全国大会の実行委員会を経験し、その後の全国大会について全青司の役員として関わってきたものであるが、全国大会の意義をこのように確信している。

他方、残念ながら、多くの会員にとっては、全国大会がどのような目的で開催されているのか理解されていないことも事実であろう。そこで、本稿では、全国大会に託されている目的とその果たしている機能について筆者の確信しているところを述べてみたい。

全国大会の目的

～まずは、正論を語ろう～

全青司は、『法律家職能としての使命を自覚する青年司法書士の緊密な連携を図り、市民の権利擁護および法制度の発展に努め、もって社会正義の実現に寄与することを目的とする』団体である(会則2条)。そして、全国大会は、会員が一同に会する事業であり、かつ、研修を目的とする全国研修会とは性質を異にし、翌日に開催される定時総会とも相まって全青司の今後1年間の、そして将来の活動を展望するものである。すると、全国大会に託された目的はおのずと定まつてくる。すなわち、全青司の結成理念でもある「法律家職能としての使命」の自覚に基づき、全青司又はその会員たる司法書士が、市民の権利擁護及び法制度の発展のために、どのように在るべきか、どのような活動をすべきかを議論し、その成果を高らかに宣言し共有することを通じて、これまでの活動や執務の在り方を反省しつつ、将来の活動を誓うこと、であろう。

こうした抽象的な目的を託されているがゆえに、全国大会の内容は、実務からは遠くはなれることも多いのであるが、それはそれで全国大会らしいといえる。

全国大会の意義

～実行委員会の立場から～

そうは言っても、全国大会を主管し、企画を練り上げ、当日の運営のほとんどを担うのは、開催地の地元単位

会において組織される実行委員会である。主催団体が全青司であるにもかかわらず、その役員が直接に企画・運営するのではなく、実行委員会が企画を練り上げ運営するという慣例があり(全国研修会も同様)、全青司の妙味であろうと思う。これは、一方では、実行委員会に多大な負担をかけることとなり、時として実行委員会と役員とが衝突するおそれもあるのだが、他方では、次に述べるような積極的な意義を有しており、良き伝統であると筆者は確信している。

一つは、実行委員会が、全青司や全国大会をあまり知らないがゆえに、先に述べたような尊大とも感じられる目的を度外視して、自由に企画を発想できることである。仮に役員のみで企画したならば、全青司の理念とか歴史とかが重視され、そこから演繹的に企画してしまいそうであるが、そうではなくて、全く自由な発想に基づいて(例えば、全国の会員を驚かせたいとか、面白いことをしたいとかを含めて)企画を立案することができる。それゆえに、その土地ならではの、あるいは、その年ならではの特色が加えられ、唯一無二の全国大会の開催につながるのである。

そしてもう一つは、実行委員会のメンバーは開催地ごとに交代するから、毎年新しいメンバーが全国大会の目的やそれにふさわしい大会テーマというものをゼロから議論し始めることとなる。そして、実行委員会としての数年の準備活動の過程を通じて、自分たちなりの結論—すなわち、全青司の意義であるとか、司法書士の使命や存在意義などについての自分なりの結論—を得て、実行委員会から卒業していく、という構造を有している。その意味では、全国大会は、司法制度や司法書士制度について見識を蓄えた有意な人材を繰り返し輩出していると言えるのではなかろうか。

近年の歩み

ここで、近年の全国大会の歩みを振り返ってみよう。過去10年分遡ると、2006年とやま大会のテーマは、「使命～感じる、果たす～」であり、次いで、2007年ふくしま大会は、「誰～存在意義の自覚と実践～」であった。以後、開催年・場所・大会テーマを列挙すると、2008年

こうち大会「原点」、2009年かごしま大会「義～義を見てせざるは勇なきなり～」、2010年みえ大会「挑戦」、2011年さいたま大会「実践～司法書士のあるべき姿～」、2012年やまがた大会「縁en」、2013年ながの大会「分水嶺～君、その胸中に、燐然たる未来はありや、なしや～」、2014年おきなわ大会「魂～マブイ～」、2015年とっとり大会「黎明」と続いている。

こうしてみると、大会ごとに取り上げる具体的な課題は異なるものの(例えば、本年のとっとり大会では、「人口減少」に焦点が当てられていたし、前年のおきなわ大会においては、「米軍基地」に焦点が当てられた)、その課題を切り口として、全青司又は会員たる司法書士が、どう課題と対峙すべきなのか、どのように存在すべきなのかを繰り返し論じてきたことが分かる。このことは、今後も変わらないものと思う。

私見

～全青司、そして司法書士のあるべき像の輪郭～

以上のように、全国大会は、全青司又は司法書士の存在意義やあるべき像という抽象的な命題について、毎年異なる問題提起を端緒として、異なる切り口で論じていくこととなる。そして、異なる角度から照らすことによって、全青司や司法書士の存在意義やあるべき像の輪郭を少しづつ浮かびあがらせている。

では、これまでにどのような輪郭が浮かびあがってきたのか?

ここからは多分に筆者の主観にすぎないが、私は、次の3点に収斂されるのではないかと感じている。

① 想像する法律家像

法律家職能の重要な役割は、民主主義の過程において反映することが難しい少数者の声を代弁し、権利を擁護することにある。しかしながら、全青司又は個々の会員もまた、知識や経験にとらわれて意見を形成することがほとんどであり、自らの知見の及ばないところで苦しんでいる隣人に想像が及ばないことがほとんどである。それゆえに、私たちはこの限界に常に留意し、反省しながらも、絶えず隣人(他人)のおかれた立場やその痛みをも想像するよう努めていく必要がある。

② 行動する法律家像

全青司は、行動する団体である。創設以来、市民の権利擁護のため、時に不条理とたたかい、時に国家権力とも対峙することを恐れず、社会正義を希求してきた歴史がある。ただし、不条理とたたかうということは、非常な勇気と行動力を要求し、挫折することもある。この点、2009年かごしま大会においては「義を見てせざるは勇なきなり」との大会宣言が読み上げられたが、そこで語られたように、ある時は



一市民として寄り添い励ますことにより、ある時は一法律専門職として助言や支援をすることにより、またある時は多くの支援者と連帯することにより、市民の人権救済のために立ち向かうことが全青司、そして個々の会員に求められているのではないだろうか。

③ つながる法律家像

とっとり大会において述べられていたとおり、社会の中で法律家が単独で存在することに意味があるのではなく、法律家につながる可能性が高まることが市民の司法アクセスを考えるうえで重要である。具体的には、司法書士が、他の社会資源—それは、行政であり、各種のサービス提供機関であり、市民グループであり、他の専門職集団でもある—と緊密に連絡をとり、社会資源の総体として、市民の司法アクセスが妨げられないよう活動することが重要である。この点、最近では「司法ソーシャルワーク」などの言葉で繰り返し指摘されているところであるが、それにもかかわらず、それが有効に機能しなかったために悲惨な事件が繰り返し発生している事実を忘れてはならないだろう。私たちは、つながる法律家像を模索し、実践しながら、司法アクセスの向上に努めていく必要があるのだろう。

最後に

第1回全青司全国大会は、「全青司創立総会」として、1970年1月31日、2月1日に静岡県熱海市で開催された。それ以降、東日本大震災による中止を除き、必ず毎年一回開催され、来年3月の「なら大会」で47回目を迎える。これら全青司の大会の歴史は、まさに全青司の歩みそのものである。そして、全青司のこの歩みこそが「明日の新しい法律家」である「司法書士制度」を確立させ発展させてきた。年に一度、志ある全国の青年司法書士が一堂に会し、明日の法律家制度、司法・司法書士制度等につき認識を深め、大いに語り合うことが、私たちの司法書士制度にとって必要不可欠なのである。その意味で、今後も多くの会員に参加してもらいたいし、そのため、実行委員会と役員が協働して企画を深く練り上げていきたいと思う。